

伊総発第137号  
平成21年11月9日

伊勢崎市個人情報保護審査会  
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆  
(総務部総務課情報公開係)

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第47条第2項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例（平成18年伊勢崎市条例第15号）第6条第2号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 個人情報保護制度の基本的なあり方
- (2) 伊勢崎市個人情報保護条例において改正すべき事項

### 2 諮問の趣旨

伊勢崎市個人情報保護条例の全面的な改正を行ってから3年が経過し、その間、個人情報の保護に対する市民の関心も高まってきており、個人情報の保護に対するいわゆる「過剰反応」ともいえる現象が見受けられるようになってきました。

このような状況において、これまで、高度情報通信社会のメリットを安心して受けられるよう、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保護することを目的とする個人情報保護制度の趣旨に則り、個人情報を適切に取り扱うとともに、自己情報の開示請求等に適切に対応してきました。

しかし、個人情報を取り巻く状況が急激に変化している状況の中、本市の個人情報保護制度もこれに的確に対応しなければならないと考えています。

そこで、本市の個人情報保護制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの同制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。